

犯罪の被害にあわれた方・ご遺族の方へ

山口市犯罪被害者等見舞金制度のご案内

犯罪行為により被害を受けた方やご遺族に見舞金を支給する制度があります。
(令和5年10月4日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。)

見舞金の種類等

種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった方のご遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った方(※1)
性犯罪被害見舞金	10万円 または5万円	性犯罪の被害にあった方(※2)

※1 1か月以上の治療かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された傷害または疾病(精神疾患の場合は、1か月以上の治療かつ通算3日以上通院を要する程度と医師に診断されたもの)が対象となります。

※2 性犯罪のうち、不同意性交等、監護者性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ(わいせつの未遂を除く)の被害が対象となります。

対象となる犯罪

日本国内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失による行為を除く)

対象要件

○犯罪被害が発生したときに、見舞金の対象者が山口市民であること。(やむを得ず山口市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している方も含みます。)

○警察への被害届の提出等により、警察が犯罪被害を把握していること。

申請期限

犯罪被害が発生した日から原則2年以内

(やむを得ない理由により申請できなかった場合はご相談ください。)

詳しくはお問い合わせください

問合せ先
相談窓口

山口市 生活安全課 生活安全担当 電話:083-934-2986
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎3階
Eメール:seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp



市ウェブサイト

見舞金制度 Q & A

Q 遺族見舞金は、遺族が複数名いる場合はどのようになるのですか？

A 遺族見舞金は、ご遺族のうち、下記の範囲及び順位により第1順位となる方が支給の対象となります。第1順位遺族となる方が複数名いる場合には、代表者1名が支給の対象となります。

遺族の範囲及び順位 ※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

- 1 ① 配偶者（事実婚等を含む）
- 2 主として被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の
⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

Q 交通事故による被害は、見舞金の対象となりますか？

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故は対象となりません。（危険運転致死傷罪に当たる交通事故は対象となります。）
なお、交通事故による被害には、自動車損害賠償保障法が適用されます。

Q 見舞金の対象となる犯罪行為の被害にあった場合、必ず見舞金の支給を受けることができますか？

A 次の場合には、見舞金の支給を受けられないことがあります。

○他の地方公共団体から見舞金と同種のものの支給を受けているとき。

○犯罪被害が発生したときに、被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実婚等を含む）があったとき。

○被害者または第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆・ほう助する行為や誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があったとき。

○被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であったとき。

○被害者またはその遺族と加害者との関係や、その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でない認められるとき。